

第14号議案

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、行政指導の中止等及び処分等の申出に関する手続を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例

芦屋市行政手続条例（平成11年芦屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条—第34条）」

を

「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」

に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「及び第32条において同項第3号」を「、第32条及び第33条第2項において前項第3号」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第4条、第13条から第15条までの規定、第22条第3項及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容

- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(芦屋市市税条例の一部改正)

2 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

参 照

芦屋市行政手続条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続法の一部改正を踏まえ、行政指導の中止等及び処分等の申出に関する手続を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 行政指導の方式（第33条関係）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の事項を示さなければならないこととする。

ア 権限を行使し得る根拠となる法令の条項

イ アの条項に規定する要件

ウ 権限の行使がイの要件に適合する理由

(2) 行政指導の中止等の求め（第34条の2関係）

ア 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとする。

イ アの申出は、次の事項を記載した申出書を提出してしなければならないこととする。

(ア) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 行政指導の内容

(ウ) 行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(エ) (ウ)の条項に規定する要件

(オ) 行政指導が(エ)の要件に適合しないと思料する理由

(カ) その他参考となる事項

ウ 市の機関は、アによる申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととする。

(3) 処分等の求め（第34条の3関係）

ア 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとする。

イ アの申出は、次の事項を記載した申出書を提出してしなければならないこととする。

(ア) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 法令に違反する事実の内容

(ウ) 処分又は行政指導の内容

(エ) 処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(オ) 処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(カ) その他参考となる事項

ウ 行政庁又は市の機関は、アによる申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととする。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成27年4月1日

(2) 芦屋市市税条例の一部改正
条例の一部改正に伴う規定の整理